

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年6月16日

鹿児島県知事 塩田康一



小型まき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き船舶等の数	漁業を営む 者の資格
蔵之元湾内小型ま き網漁業（1そう まき網漁業）	出水郡長島町高 串崎と出水郡長 島町平瀬を結ぶ 線以东の蔵之元 湾内の区域	1月1日から12 月31日まで	総トン数5トン 未満	定めなし	1隻	本県に住所 又は事業場 を有する漁 業者
小型まき網漁業 （1そうまき網漁 業）	指宿市長崎鼻と 肝属郡南大隅町 立目崎を結ぶ線 以北の鹿児島湾 内	1月1日から12 月31日まで	総トン数5トン 未満	定めなし	2隻	本県に住所 又は事業場 を有する漁 業者
小型まき網漁業 （2そうまき網漁 業）	指宿市長崎鼻と 肝属郡南大隅町 立目崎を結ぶ線 以北の鹿児島湾 内	1月1日から12 月31日まで	総トン数5トン 未満	定めなし	6隻	本県に住所 又は事業場 を有する漁 業者

申請すべき期間

令和3年6月17日（木）から同年7月16日（金）まで